

掛川市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、入館料及び使用料の徴収事務の委託について次のとおり告示する。

平成24年10月26日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名 称 公益財団法人掛川市生涯学習振興公社

所在地 掛川市大坂7373番地

2 委託した事務の内容

掛川市茶室に係る入館料及び使用料の徴収に関する事務

3 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで